

三次市教育委員会会議録

1. 日 時 平成30年3月27日(火)

開会 午後 1時55分

閉会 午後 5時15分

2. 会 場 三次市役所本館 6階 604会議室

3. 出席委員 教 育 長 松 村 智 由

委 員 小 根 森 直 子

委 員 土 井 純 子

委 員 深 水 顕 真

4. 出席職員 学校教育課長 古 矢 俊 彦

教育委員会事務局付課長 赤 木 実

文化と学びの課長 杉 原 達 也

教育総務係長 國 原 佐 知 子

文化と学びの課主任 宮 西 美 裕

5. 議事日程

(1) 議案第39号 三次市教育委員会組織規則の一部改正について

(2) 議案第40号 三次市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正
について

(3) 議案第41号 三次市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

(4) 議案第42号 三次市民ホール設置及び管理条例施行規則の一部改正について

(5) 議案第43号 三次市社会教育委員の委嘱について(非公開)

(6) 議案第44号 三次市スポーツ・文化振興事業検討委員会委員の任命又は委嘱
について(非公開)

(7) 議案第45号 三次市文化財業務指導専門員の任命について(非公開)

(8) 議案第46号 三次市文化財業務専門員の任命について(非公開)

(9) 議案第47号 三次市奥田元宋・小由女美術館館長の任命について(非公開)

(10) 議案第48号 三次市奥田元宋・小由女美術館副館長の任命について

(非公開)

- (11) 議案第49号 三次市青少年育成指導員の任命について (非公開)
- (12) 議案第50号 三次市民ホール館長の任命について (非公開)
- (13) 議案第51号 三次市民ホール館長代理の任命について (非公開)
- (14) 議案第52号 三次市民ホール事業運営委員会委員の委嘱について (非公開)
- (15) 議案第53号 三次市民ホール事業運営委員会副委員長の任命について
(非公開)
- (16) 議案第54号 三次市民ホール事業運営委員会監事の任命について (非公開)
- (17) 議案第55号 三次市立学校教職員定期健康診断実施要領の一部改正について
- (18) 議案第56号 三次市学校給食共同調理場長の任命について (非公開)
- (19) 議案第57号 三次市立中学校給食栄養管理専門員の任命について (非公開)
- (20) 議案第58号 三次市学校給食調理場職員 (市費支弁のもの) の任用について
(非公開)
- (21) 議案第59号 三次市立小中学校職員 (市費支弁のもの) の任用について
(非公開)
- (22) 議案第60号 三次市教育相談員の任命について (非公開)
- (23) 議案第61号 三次市青少年指導相談員の任命について (非公開)
- (24) 議案第62号 平成30年度「三次市学校支援ネットワーク事業」地域サポーターの委嘱について (非公開)
- (25) 議案第63号 三次市スクールカウンセラーの委嘱について (非公開)
- (26) 議案第64号 三次市スクールサポーターの委嘱について (非公開)
- (27) 報告1 三次市学びの支援活動推進事業補助金交付要綱の制定について
- (28) 報告2 三次市英語検定料補助金交付要綱の一部改正について
- (29) 報告3 指定学校の変更について (非公開)

文化と学びの課長 ただいまから教育委員会会議を開会する。教育長に進行をお願いします。

松村教育長 それでは、これから議事に移るが、本日の議題のうち、議案第43号から第54号及び議案第56号から第64号については人事案件のため、また協議・報告事項の報告3については個人情報を含む案件のため、公開になじまないものと判断する。については教育委員会会議規則第14条第1項により非公開にしたいと思うので、皆さんにお諮りする。異議はないか。

委員一同 一異議なし一

松村教育長 それでは、議案第39号から第42号及び第55号、協議・報告事項の報告1と報告2については公開とし、議案第43号から第54号及び第56号から第64号、報告3については非公開とする。

松村教育長 それでは、議案第39号三次市教育委員会組織規則の一部改正について事務局からの説明を求める。

文化と学びの課長 この議案は、文化と学びの課の分掌事務の文言を整理するため、三次市教育委員会組織規則の一部を改正するものである。

松村教育長 よろしいか。

委員一同 一承認一

松村教育長 次に議案第40号三次市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正について事務局からの説明を求める。

文化と学びの課長 この議案は、三次市職員の給与に関する条例の一部改正により、平成30年4月1日から給与制度を7級制に移行することに伴い、三次市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部を改正するものである。現在の6級制について、国家公務員給料表との均衡を図り、職務、職責に応じた職務の級及び給料表とするため、係長級と主任級の間には主査級を設置し、7級制に移行する。

松村教育長 議案第40号について承認してよろしいか。

委員一同 一承認一

松村教育長 続いて議案第41号三次市教育委員会事務決裁規程の一部改正について事務局からの説明を求める。

文化と学びの課長 この議案は、三次市職員の給与に関する条例の一部改正により、係長職への決裁権限付与に伴い、三次市教育委員会事務決裁規程の一部を改正するものである。係長へ物品の払出請求と1件3万円未満の支出命令（消耗品に限る）の決裁権限を付与するものである。

松村教育長 承認してよろしいか。

委員一同 一承認一

松村教育長 次に議案第42号三次市民ホール設置及び管理条例施行規則の一部改正について事務局からの説明を求める。

文化と学びの課長 この議案は、三次市民ホールの附属設備及び備品について、追加購入や新たな貸出希望があったため、三次市民ホール設置及び管理条例施行規則

の一部を改正し、新たに利用料金を定めるものである。

藤原委員 利用料金の設定基準があるのか。

文化と学びの課長 他の施設の利用料金を調べ、均衡をとるようにした。

松村教育長 よろしいか。

委員一同 一承認一

議案第43号 三次市社会教育委員の委嘱について

(人事案件のため非公開)

議案第44号 三次市スポーツ・文化振興事業検討委員会委員の任命又は委嘱について

(人事案件のため非公開)

議案第45号 三次市文化財業務指導専門員の任命について

(人事案件のため非公開)

議案第46号 三次市文化財業務専門員の任命について

(人事案件のため非公開)

議案第47号 三次市奥田元宋・小由女美術館館長の任命について

(人事案件のため非公開)

議案第48号 三次市奥田元宋・小由女美術館副館長の任命について

(人事案件のため非公開)

議案第49号 三次市青少年育成指導員の任命について

(人事案件のため非公開)

議案第50号 三次市民ホール館長の任命について

(人事案件のため非公開)

議案第51号 三次市民ホール館長代理の任命について

(人事案件のため非公開)

議案第52号 三次市民ホール事業運営委員会委員の委嘱について
(人事案件のため非公開)

議案第53号 三次市民ホール事業運営委員会副委員長の任命について
(人事案件のため非公開)

議案第54号 三次市民ホール事業運営委員会監事の任命について
(人事案件のため非公開)

松村教育長 それでは、議案第55号三次市立学校教職員定期健康診断実施要領の一部改正について事務局からの説明を求める。

学校教育課長 この議案は、広島県立学校教職員定期健康診断実施要領が一部改正されたことに伴い、三次市立学校教職員定期健康診断実施要領の一部を改正するものである。文言および様式を修正するものである。

松村教育長 よろしいか。

委員一同 一承認一

議案第56号 三次市学校給食共同調理場長の任命について
(人事案件のため非公開)

議案第57号 三次市立中学校給食栄養管理専門員の任命について
(人事案件のため非公開)

議案第58号 三次市学校給食調理場職員（市費支弁のもの）の任用について
(人事案件のため非公開)

議案第59号 三次市立小中学校職員（市費支弁のもの）の任用について
(人事案件のため非公開)

議案第60号 三次市教育相談員の任命について
(人事案件のため非公開)

議案第61号 三次市青少年指導相談員の任命について

(人事案件のため非公開)

議案第62号 平成30年度「三次市学校支援ネットワーク事業」における地域サポーターの委嘱について

(人事案件のため非公開)

議案第63号 三次市スクールカウンセラーの委嘱について

(人事案件のため非公開)

議案第64号 三次市スクールサポーターの委嘱について

(人事案件のため非公開)

松村教育長 続いて、協議・報告事項に移る。事務局からの説明を求める。

文化と学びの課長 一三次市学びの支援活動推進事業補助金交付要綱の制定について一

小根森委員 現在の補助対象団体が分かるか。

文化と学びの課長 NPO法人あすなろ塾である。

小根森委員 補助金額の上限100万円は1団体につき100万円か。

文化と学びの課長 そのとおりである。

藤原委員 あすなろ塾に通う人数が分かるか。

文化と学びの課長 資料を持ち合わせていない。

教育委員会事務局付課長 一三次市英語検定料補助金交付要綱の一部改正について一

報告3 指定学校の変更について

(個人情報を含む案件のため非公開)

松村教育長 これをもって本日の会議を終了する。